平成２５年（フ）第１９０３号
東京都渋谷区宇田川町19番５号
破産者　株式会社セレブレーション
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９０４号
神奈川県川崎市宮前区潮見台８―10―815
破産者　廣瀬　正博
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４６号
東京都板橋区東坂下２丁目17番５号
破産者　株式会社Ａ－ｓｅＮｓｅ
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４７号
東京都板橋区東山町13―15―201
破産者　渋川　　宏
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４５号
東京都荒川区町屋７丁目５―13―701
破産者　須山　和行
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２５１号
神奈川県川崎市宮前区野川3268―１
破産者　加藤　守之
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５９５号
東京都豊島区西池袋３丁目10番３号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区南池袋１丁目26番４号
破産者　株式会社オフィス・ネクスト・ワン
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６０号
東京都世田谷区玉川台１丁目３―12―502
破産者　竹村　茂雄
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０７９号
東京都葛飾区西水元３丁目13―22―101
破産者　大場　博幸
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２５号
東京都青梅市野上町３丁目16―７―203
破産者　鮫島　信重
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６５号
千葉県松戸市高塚新田123―２　高塚団地２街区８棟403号室
破産者　阿部　久市
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２５号
神奈川県横浜市旭区左近山448―３　左近山団地９街区７棟206号
破産者　田中　健介
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２２２号
東京都八王子市めじろ台１丁目62番地６
破産者　アール・デー株式会社
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８０号
東京都中野区中野５丁目36番８号リバーサイドビル
破産者　株式会社アイビジョン
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８１号
東京都足立区新田１丁目18―15―303
破産者　石黒　大樹（旧姓石井）
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４８号
東京都練馬区南田中１丁目６番８号
破産者　有限会社加藤設備工業
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５５０号
東京都練馬区南田中１丁目６―８
破産者　加藤きく乃
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９３号
東京都中野区松が丘１丁目１―３―208
破産者　井龍健一郎
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９４号
東京都中野区松が丘１丁目１―３―208
破産者　井龍　紀子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９５号
東京都東村山市野口町１丁目１―９―403
破産者　和泉久美子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６５２号
東京都品川区二葉３丁目27番３―301号
破産者　有限会社小宮舗道工業
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７９号
東京都八王子市台町２丁目24番９号
破産者　有限会社アークネット
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部